宮城県知事 村 井 嘉 浩明月の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	_ 四 三 三	○人事委員会規則ハ‐七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正一部を改正する規則(○人事委員会規則ハ‐六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)のを改正する規則
場げる場合に限る。)の届出の受理並びにこれらの者の特別休暇(同項第一号から第十号まで、 第十四号、第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号までに掲げる場合に限る。) の承認 ○宮城県訓令甲第十七号 平成二十二年六月三十日から施行する。 平成二十二年六月二十九日	_ = =	一部を改正する規則(一部を改正する規則)の一部を改正する規則(一部を改正する規則)・ (学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)を改正する規則
職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。第十四号、第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号までに掲げる場合に限る。)の承認の事調や甲第十七号の承認の事業に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	Ξ Ξ	人事委員会規則八‐六 (学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)を改正する規則
○宮城県訓令甲第十七号○宮城県訓令甲第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号までに掲げる場合に限る。)の承認○宮城県訓令甲第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号までに掲げる場合に限る。)の承認	ΞΞ	を改正する規則
	Ξ	
附 則の承認の承認の承認の所に、第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号までに掲げる場合に限る。)の承認の承認のでは、第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号までに掲げる場合に限る。)の届出の受理並びにこれらの者の特別休暇(同項第一号から第十号まで、	_ =	○人事委員会規則八 - 五 (職員の勤務時間、休暇等に関する規則) の一部
の承認第十四号、第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号までに掲げる場合に限る。)第十四号、第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号までに掲げる場合に限る。)の届出の受理並びにこれらの者の特別休暇(同項第一号から第十号まで、	Ξ	人事委員会
第十四号、第十六号から第二十六号まで及び第二十八号から第三十号までに掲げる場合に限る。)掲げる場合に限る。)の届出の受理並びにこれらの者の特別休暇(同項第一号から第十号まで、		○事務決裁規程の一部を改正する訓令
掲げる場合に限る。) の届出の受理並びにこれらの者の特別休暇 (同項第一号から第十号まで、	九	正する規則
		○宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部を改
の勤務時間、休暇等に関する規則)第二十二条第一項第十一号から第十三号まで及び第十五号に	九	○県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則
六 所長の職にある者及び所員の年次有給休暇及び特別休暇 (宮城県人事委員会規則八‐五 (職員		教育委員会
二十八号から第三十号」に改め、同表各所長の専決事項の項第六号を次のように改める。	九	○宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する規程
の専決事項の項第一号ロ中「第二十五号」を「第二十六号」に、「第二十七号から第二十九号」を「第		議会
「第二十七号から第二十九号」を「第二十八号から第三十号」に改め、同表各課長補佐 (総括担当)	六	○病院局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程
事項の項第一号チ中「並びに」の下に「これらの者の」を加え、「第二十五号」を「第二十六号」に、	五	○病院局処務規程の一部を改正する管理規程
六号」に、「第二十七号から第二十九号」を「第二十八号から第三十号」に改め、同表各課長の専決		病 院 局
別表第一各部長の専決事項の項第一号二及び各次長の専決事項の項ハ中「第二十五号」を「第二十	五	○企業局処務規程の一部を改正する管理規程
事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。		企 業 局
事務決裁規程の一部を改正する訓令		○職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令
宮城県知事 村 井 嘉 浩	(人事課)	○事務決裁規程の一部を改正する訓令
平成二十二年六月二十九日		訓令甲
事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	ページ	
○宮城県訓令甲第十六号		目 次
訓令甲	宮本電	
事務局	城県仙町三丁 話 022	ではカーノノスキャ
Ì	台市 目 8 (211	ヨが見び事
○人事委員会の権限(職員の育児休業等に関する規則)の一部委任の一部○人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 一五	青葉区 番 1 号)2267	1 1 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
訓令	宮 城 県 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区	

第十条後段を削る。

様式第一号及び様式第一号の二を次のように改める。

樣式第1
ф
艦
2
条関係
20

児休業承認請求書

(注) 1 (注) 1 (注) 2 水 火 1 () 2 と 2 と 2 と 2 と 2 と 2 と 2 と 2 と 2 と 2	決裁欄	1.0	決裁年月日	受理年月日	(任命権者記入欄	備	既に育児休をした期	請求期	請求の内			請求に係		地方公務員 請求します。					知事
調の書出証者52460日承本続、生明1日本254年11日東京の日本に日本に日本に日東京を書談るる。		知事			記入#	妣	休用業間	霊	小			子 分		員の員					
この請求書(育児休業期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名,生年月日及び請求者との続柄を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書,母子健康手帳の出生届出済証明書,こと署が発行する出生届受理証明書等)又はその写しを添付すること。子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。「備考」欄には、請求に係る子以外に3. 競に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子にしいて最初の育児休業をする場合を除く。)においてはその氏名、生年月日及び請求者との続柄、請求に係る子が養子の場合においては客子繰組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並び生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並び生じた日、請求に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間を記入すること。		副知事	件	弁	剿)		年年	弁	再度()	育児	続 柄	生年月日	田谷	地方公務員の育児休業等に関する法律第 求します。					
開盟の四語 書類(医師書類(医師書類(医師書類(医師書類(医師言 に 医命は , 「 出生後返 に 光生後返 に 光生後返 に 光生後返 に たる アレ に たっか 当 に 、		総務部長総	Ш	Я			田田	Д	再度の育児休業の承認 (再度の育児休業又	育児休業の承認				に関する				Š	澱
東京の原本を開発して、		総務部次長					шш	ш	黒	嵺		併		法律第				$\overline{}$	
の おいま の できる		人事課長					かならる	から	<u> </u>					2 3 条 第 第				所属長	
総条(。)に 総行するに)又はその)又はその と。 にない子も にない子も にない子も にないて だにのれて だにある子 記へ業の展 系る期間。		課長補佐							再度の育児	当		且		1項の規 1項の規				(所属長経由印)	引
出土(語) 出土(本) 語の (記)		班長					年年	併	再度の育児休業期間の延長有児休業期間の延長が必要な事情を記	育児休業期間の延長		ш		の規定に基づき	用	顕	阳		請來年月日
大学に発信を表しています。 (1) 東田県 (1) 東田県 (1) 東田県 (1) 東田県 (1) 東田県 (1) 東京 (1)		班					四四	田	記休業期間の延	間のる		推		ヅ (計 ,	が	′⁄⁄⊔	M		
() で () で () で () で () で () で () で () で () で () で () に	——— 4 к		Λ-				шш		規間の長がり	京				在国本国					Ħ
氏子 ご請 請条分でに名健 求 茶第場はお。 はい合権し	章 化	412	としてよろ	海海温			실실	식 개	が悪める					15. (本) (業)					
生工・ほどのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そ			2 L1 14	ğ2					事情					児 休 業 の 承児休業期間の延					Д
田田及び譜の出土国田及び譜を関いる。 歯の記り 一番の記り 一番の記り 一手の出生の 見の出生の (こ) につまい (こ) につまいがががががががががががいます こうしんしん (こ) にいまいい (こ) にいまいいい (こ) にいまいいい (こ) にいまいい (こ) にいまいい (こ) にいまいい (こ) にいまいい (こ) にいまいい (こ) にい	a		らしいが引います。	不承認					を記入)					承 認を の延長を	a				Ш

宮

様式第1号の2(第2条の2,第8条関係)

育児休業等計画書

	$\widehat{}$								T						
ω4τ	注)1 2 2	齑	再度	丰	譜块	4	請求	譜法	を請求すなお,	羅				겉	
イソッとし。 子の出生前に提出する場合は、「請求に係る子の出生前に提出する場合は、変更する箇所のみ記)変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記)該当する にはレ印を記入すること。	育児休業等計は、記載調請求者の記述	₩	の請求	朱	者の計画	9	に係る子	ぐの 別	する予定ですので , 下記の記載事項	職員の育児休業等に関す				#	0
最いに関するとは、現場のでは、現場のでは、は、これをいる。	計画に関する。		予定	期		Ж			ですの	能					
出する場合は, 浚 (日本) 沙田(本語)	雪は,育 変更が生 間には,i		期間			伽		弯	<u>€</u> .	関する					
を 対する ショウの	,育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と併せて(変更の届出の場が生じた後遅滞なく)提出すること。 が生じた後遅滞なく)提出すること。 は ,育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記							育児休業	, 育児休業等の計画に に変更が生じた場合は	る条例第3条第 第11条第				照	9
は、「請求に係る子」ホ する箇所のみ記入する すること。	電認請求 屋滞なく 重認請:		併	併					等の計じた場	3 祭第 11祭第			,	$\overline{}$	
@ H	表しませる。または、またまである。		Д	Д					의 교	4 Z 此此				所属表	
・歯の記	育児短りするこれ		Ш	Ш		#		益	ついて下記のとおり提出 , 遅滞なく届け出ます。	の規定に基づ			į	(所属長経由印)	
	時間勤 . と。 短時間		から	から		用		育児短時間勤務	対に回る	に 関			`		提出年,
, 出生	務承認 勤務承					ш		雪勤務	記のとおり へ届け出ま	きる	用的	類化	所属		月日
欄の記入は,出生後,速やかに行うこと。 ること。	請求書		併	年					り提出	度度の	Пи	МПИ	නග		
שאובוּ	と年せ.		月	月		無			()))	の 育 児 育児短時					併
いい	て(変) 計したi		ш	Ш					0 1	児 休 業時間勤務					Э
ÎL	更の届に青水期間		911	9 11						業の窓					ш
	出り場合記		d'	d'		日生				の承認	<u> </u>				

樣式第二号中「

育 児休業等に係る子を配偶者が養育できることと 児休業等に係る子が死亡した。

に改める。

なった。 を「 育児休業等に係る子が死亡した。

顯 を「 顕 (VII ľ

様式第三号及び様式第四号を次のように改める。

樣式第3号(第7条関係)

育児短時間勤務承認請求書

(所属長経由印) 所属 編 名	4 「 備帯」 週間 個別 個別 個別 個別 場 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	2 平面田州龍 2 子の出生前 人及び証明調 3 「勤務の日 1 「 備来 .	注)1 この請求記との請求記とは、 この請求記とは、 この請求者には、 この請求者には、 この請求者には、 この請求者には、 この請求をは、 この证請求をは、 この证述をは、 この证述を	决 裁 欄	ļ	決裁年月日	受理年月日	(任命権者記入欄	備	短時間勤務をした期間		数務の日及び時間 帯	勤務の形態	請求期間	請求の内容		調めて係る上	; i i	職員の育児休憩ます。			事
所属長経由印) 所属 編 名	間には、請求に係当との続柄、請求との続柄、請求との続柄、請求として現に育らないで現で育らない当該承認のにはし印を記り	10目、日本日が 前に請求する場合 重類の添付は、に 日及び時間帯」を 網に必要が重1個	톨(育児短時間窶 この続柄を証明3 日聿 官小睪がる		副知事	Ĥ	年	闌)		十年	,		型外	弁	度の		日	1	関する			
原長経由印) 所属 一	では、 では、 では、 にに係る子が養子 に短時間勤務の承 の請求に係る期間 ですること。	では、「請求期間、 出生後速やかに行 関に掲げられてい	勤務期間の延長に する書類(医師又 終行する出生属受		総務部次長 人					шг			路 第1	ш	· 可數務の來認 一句 明報	W+2 6 42 48 18 4	Ħ	ī	条例第13条の規			
所属 職名 名	校就学前の子を表の場合においてIの場合においてI の場合においてI 「認を受けている 「を記入すること」	: 標間の目子/ 今: 欄は出産予定日: つこと。 1つこと。 1ない日に勤務を	・係るものを除く は助産師が発行 は助産間悪等)マ		課長補佐					טיט ט			能能 - 4	יט			Д	3	び (弾 -		X H H	
の発信のの思想を ののの思想を ののの思想を ののの思想を ののの思想を のののに、 ののでは、	慶育する場合には は養子縁組の効け 場合においては	以後の期間とし 以後の期間とし	。) には , 請求に する出生 (産) 詰 はそのに , なぶ		原	_				70 7			52	Я	育児短時間勤	去 IB /= n+ BB #	Π]				
	\$117はその氏名、3 力が生じた日、請求1 \$その旨並びに当該え) , 「請求に係る子」欄の記) , 「請求に係る子」欄の記 当該欄により難い場合に	に係る子の氏名,生年, 证明書,母子健康手帳, 付するニと	氏名	職	てよろし	承認			911 9	#		ω	9 11	別務期間の延長務が必要な事情				承亞			

様式第4号(第12条関係)

部分休業承認請求書

				知事	
				殿	
黑	職	所	(所属長経由印)		請求年月日
水		運			日年
					Ш
a					Ш

まず。 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定に基づき , 部分休業の承認を請求

決裁欄	大製牛月口	### ### ### ### ### ### ###	小苗午田口	(任命権者記入欄)	并		なび	<u> </u>	#			請求に係		
				擅			乖					Ю		
				>	₩		思					4		
											缆	生年	Æ	
	_	‡ fi	Ĥ			併	年	併	併		柄	生年月日	加	
		ם ם				Д	月	Ш	田	期				
						日まで	日から	日まで	日から					
						ď	51	Ų	יט			年		
						その他	串	その他	曲	昌				
)他(Ш	()	Ш			月		
						午後	午前	午後	午前			日生		
題 忠	, ,	\perp				乖	帮	郡	郡	郡				
職 氏 化	; 1 (((インナス				分~	分~	分~	分~					
	3	ナニアよる! "! YAMI!' 1手女 イニアよる! "! YAMI!' 1手女	4			郡	郌	郡	邳	醞				
a	9	ボージョン				分	分	分	父					

(注)1

ω Ν

、裏面

下記の時間について,部分休業の承認の請求を取り消します。

1		日本 時時 時時 時時 時時 のか分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分	時間 時間 分分 時間 分分 日時間 分分 日時間 分分		3
			時間 分 時間 分 時間 分 分 分 分		
			サ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
			時間 分 時間 分 分 時間 分 分		
			時間 分 時間 分 分 分 分 分 分		
			時間 分 時間 分 時間 分		
			時間 分 時間 分 分		
			時間時間分		
			時間分		
			時間分		
	时 分か		分		
	時 分まで				
	時 分から	時 分から	時間		
	時 分まで		分		
	時 分から	時 分から	時間		
	時 分まで	時 分まで	分		
	時 分から	時 分から	時間		
		時 分まで	分		
	時 分から	時 分から	時間		
			分		
	時 分から	時 分から	時間		
	時 分まで	時 分まで	分		
			時間		
	時 分まで		分		
			時間		
	時 分まで	時 分まで	分		
	時 分から	時 分から	時間		
	時 分まで	時 分まで	分		

附 則

この訓令は、平成二十二年六月三十日から施行する。

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第七号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年六月二十九日

宮城県公営企業管理者 伊

藤

直

司

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

第三十号」に改め、同表各所長の項第一号二中「並びに」の下に「これらの者の」を加え、「第二十 らの者」に、「第二十五号」を「第二十六号」に、「第二十七号から第二十九号」を「第二十八号から れらの者の」を加え、「第二十五号」を「第二十六号」に、「第二十七号から第二十九号」を「第二十 五号」を「第二十六号」に、「第二十七号から第二十九号」を「第二十八号から第三十号」に改める。 八号から第三十号」に改め、同表各課長補佐(総括担当)の項第一号口中「これらの職員」を「これ 二十九号」を「第二十八号から第三十号」に改め、同表各課長の項第一号へ中「並びに」の下に「こ 二中「これらの職員」を「これらの者」に、「第二十五号」を「第二十六号」に、「第二十七号から第 二十六号」に、「第二十七号から第二十九号」を「第二十八号から第三十号」に改め、同表次長の項 別表第二局長の項第一号ソ中「これらの職にある職員」を「これらの者」に、「第二十五号」を「第 企業局処務規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

病 院 局

この管理規程は、平成二十二年六月三十日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第六号

病院局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年六月二十九日

宮城県病院事業管理者

木

村

時

久

病院局処務規程の一部を改正する管理規程

項第一号口及び病院長の項第一号二並びに別表第三がんセンターの病院の院長の項第十二号二中「第 別表第二局長の項第二号ト、次長の項第二号ホ、各課長の項第一号チ、各課長補佐 (総括担当)の 病院局処務規程(平成十二年宮城県病院局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

 \mp 五号 を「 第二十六号」 ľ 第二十七号から第二十九号」 を「第二十八号から第三十号」 に改

附 則

この管理規程は、 平成二十二年六月三十日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第七号

平成二十二年六月二十九日

病院局職員の育児休業等に関する規程の 部を改正する管理規程を次のように定める。

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

病院局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程

うに改正する 病院局職員の育児休業等に関する規程(平成十二年宮城県病院局管理規程第九号) <u>თ</u> 部を次のよ

第九条第一項中第二号を削り、 第七条第一 第六条第一項第三 項中第四号を削り、 二号及び第四号を削る。 第三号を第二号とし、 第五号を第四号とする。 第四号を第三号とする。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

樣式第1号 (第3条関係)

				宮城県病院事業管理者 殿	
用	麗	所 属	(所属長経由印)		請求年月日
					併
					Д
=					Ш

児休業承認請求書

請求します。 地方公務員の育児休業等に関する法律^第 32% 筈箫 項の規定に基づき 項 育児休業の承育児休業期間の延 認長

(B)

東に係る子 生年月日 年 月 日 田生 東日日 年 月 日 から 年 月 日 までした 期間 日 までした 期間 年 月 日 から 年 月 日 までした 期間 年 月 日 から 年 月 日 までした 期間 年 月 日 から 年 月 日 までした 期間 年 月 日 から 年 月 日 までした 期間 年 月 日 から 年 月 日 までまでした 財 間 年 月 日 から 年 月 日 までまた 日 までまた 日 までまた 日 日 日 までまた 日 日 日 までまた 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	子の氏名	デー (を) (で)	· 計 ·	※ へ。)[ご]	るものを1	ほ長に係	期間の延	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	の請求書し	ק	(H)
長年月日 年 月 日生 信年月日 年 月 日生 育児休業の承認 再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が (再度の育児休業又は再度の育児、株業期間の延長が (再度の育児、株業以は再度の育児、株業期間の延長が (再度の育児、株業の番児、株業期間の延長が (再度の育児、株業の番児、株業期間の延長が (再度の育児、株業の番児、株業期間の延長が (再度の育児、株業の番児、株業期間の延長が (再度の育児、株業の番児、株業期間の延長が (再度の育児、株業の番別の一般を (再度の育児、株業の番別の一般を (再度の育児、株業の番別の一般を (再度の育児、株業の番別の一般を (再度の育児、株業期間の延長が 年 月 日 年 月 日 から 年 月 日 年 月 日 から 年 月 日 年 月 日 から 年 月 日 年 月 日	職民									裁欄	栄
長年月日 年 月 日生 1年月日 年 月 日生 青児休業の承認 育児休業期間の延長 再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が、業別間の変更を 年 月 日 から 日 日 から 日 月 日 から 日 月 日 から 日 月 日 から 日 から	<u> </u>							#		作月日	決裁年
長年月日 年 月 日 から 年 月 日 から 年 月 日 から 年 月 日 から	:						Д	併		年月日	受理
氏 名 子 生年月日 年 月 日 から 第 年月日から 書 第 年月日から 書									記入欄	王命権者	$\widehat{}$
氏名 4年月日 年月日 続柄 病 高児休業の承認 再度の育児休業の承認 (再度の育児休業又は再度の容) (再度の育児休業以は再度の容)									₩		垂
氏名 年月日 年月 続柄 病 育児休業の承認 再度の育児休業の承認 (再度の育児休業又は再度の (再度の育児休業又は再度の り、再度の育児休業以は再度の					なな			年件	休売業間	に育児休した期	既各
氏名 年月日 年月月 続柄 病 育児休業の承認 再度の育児休業の承認 内容 (再度の育児休業の承認					から	Ш	月	中		块	뺉
氏名 年月日 年月日 月 続柄 有児休業の承認 再度の育児休業の承認 再度の育児休業の承認 内容 (再度の育児休業の承認											
氏 名 3子 生年月日 年 月 続 柄 育児休業の承認	間の必必	休業期間 の延長	の育児 木業期間	再度 医の育児が	戦認 	木業の	の育児が再度の質	再度(来 e	ш
氏名 5子 集月日 集柄	MIII	間の延	休業期	育児		認例	木業のラ	育児			
6 年月日 年月日 日											
		#	Ш	月	TI	Ηìτ		Ш	\forall	求に係	淵

東北の総柄を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書,母子健康手帳の出生届出済証明書,自公署が発行する出生届受理証明書等)又はその写しを添付すること。
子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速かかに行うこと。

「備者」欄には、諸求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生のまから57日間に、職員(当該期間内に労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第2項の規定により到務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)においてはその氏名、生年月日及び請求者との続柄、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びまいまで、請求に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間を記入すること。

(注) 1

決 嫐

蕭

田名 顕

宮

様式第1号の2(第3

条の2関係)

山中
児児
業
艦
畵
TIM:

	\sim															
5 4 3 5 V 4 V 4 V 5 V 7 V 8 V 9	注)1 育! 合は 2 請 ²	備	再度の	請	請求者の	4	請求にイ	譜米	を請求する	職員の貢					宮城県洞	
関の出し、	育児休業等計画書は,育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と併せて(変更の届出の場は,記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。 請求者の請求期間には,育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記すること。	υ¥	請求予	**	の 計 画	9	係る子	の別	る予定ですので、育児休業等の計画に 下記の記載事項に変更が生じた場合は	職員の育児休業等に関する条例第3条第4					宮城県病院局事業管理者	
に振出すり場合はファイス	計画書は 須に変更 求期間に		定期	期		用			ずので	等に関:					業管理	
る、名場を記して	, 育児 が生し は,育		二二	昌		加		育児休業	に対し、	상 (V) (사					西	
温, 対域に関める	,休業承記) た後遅 !児休業ョ							栄業	育児休業等の計画 変更が生じた場合	· 短 第13					XIZ	
製まに続きると	忍請求 帯なく 帯認請別		併	併					手の計画 うた場合	A 総 総 総 総 総				Œ		
名子。	雪又は1 り 提出 で書又!		Д	且					94 CI	心心				听属長		
きった。	育児短記 するこ ま育児短		ш	ш		年年		育児	ついて下記のとおり提出 , 遅滞なく届け出ます。	の規定に基づ				所属長経由印)		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
, (I)	寺間勤系 と。 豆時間勤		から	から		Ш		育児短時間勤務	に回りまる国際のは	で 横ご			l ~m]		提出年月日
出金金	务承認語 的務承認					ш		勤務	た お り ま ま ま	をを	用伯	顕化	所属			
海さ	情求書と 記請求書		併	併					が、活出し	類の対象の対象						
かに行	:併せて:に記載		油	月		併			왕)育児						併
ڻ را ۾	·(変更)		ш	ш		油				再 度 の 育 児 休 業 再度の育児短時間勤務						Ш
	の届出の		식 ##	☆		日生				業の承認						Ш
	場。記									<u>\$2</u>						

式第2
-1-
巾
$\overline{}$
舥
4
偨
垩
ME
$\overline{)}$

燕

셑 児短時間勤務承認請求書

承認 不承認 としてよろしいが引います。	よりてよ		_			年年	受理年月日決裁年月日
							備 考
	田田 ## はは	且且	年件	日から	且且	年件	既に育児短時間勤務をした期間
			⋞ ₭		· · · · ·	月水金(~)	勝るの日間・帯
の勤務の形態	第3号	第2号	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	分勤務)条第1項 第	週 時間 分勤務 育児休業法第10条第1項	週明(育児休賞	勤務の形態
	日 まで	Л	年	日から	月	年	請求期間
の延長 改事情を記入	育児短時間勤務期間の延長 育児短時間勤務が必要な事情	育児短時	図(再度の育	育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務期間の延長 再度の育児短時間勤務の承認(再度の育児短時間勤務が必要な事情を記 -	育児短時間勤務の承認 再度の育児短時間勤務	育児約再度6	請求の内容
		田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	月	弁		用 田 田 成 茂	請求に係る子
児 短 時 間 勤 務 の 承 認 を請求し 児短時間勤務期間の延長を請求し	間勤務の			条の規定に基	5条例第13	等に関する	職員の育児休業等に関する条例第13条の規定に基づきます。
(a)							
		四 題 名 國	-1-				
			軽曲印)	(所属長経由印)	製		呂城県病院事業官埋者
月日	併	月日	請求年月日		i		}

(注)1 この請求書には、請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)又はその写しを添付すること。
 部分休業の承認の請求を取り消す場合は、その旨を裏面に記入すること。
 該当する にはレ印を記入すること。

樣式第3号(第6条関係)

部分休業承認請求書

決裁	決裁年月日	受理年月日	(任命	譱		Ž Ç		# ₽			調文に		病院. す。				I	別
斕	Ш	Ш	任命権者記入欄	υΉt		西		語			:係る子		局職員の				\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
	#	弁	.欄)		冊	併				続 柄	生年月日	宋公公)育児休業等				H I H	字城 県 病院局事業管理者
	油	且			油	Ш	Ш	Ш	璑	5			等に関す					· 思
		ш			日まつ	日から	日まで	日から			併		・る規程第 (,	(所	
					その他(伸口	その他 (伸口	圖		归		病院局職員の育児休業等に関する規程第6条の規定に基づき 。				(所属長経由印)	1
) 午後	午前) 午後	午前			日生			用价	類化	所属		
乗 の の	<u>~</u>				亚	뀲	乖	郡	乖				分休業(-
が	77431	認利			分~	分~	分~	分~					の承認					ì
	ו אפון ז	承認 不承認			郡	罪	郡	罪	二				,部分休業の承認を請求しま]
a	왕	影響			公	分	分	公					∵	=				

(裏面)

下記の時間について、部分休業の承認の請求を取り消します。

中 前 中 分から 時 分すら で は 分から 時 分すら で は 分から ほ 分から き 分すら で は 分から き かま つ き かから き かま つ き かき つ き りき し りき りき し りき りき し りき りき りき し りき し りき し し し し					分	分まで	郡 。	分まで	郡 。	
中 前					時間	分から	郡	分から	郡	
中 前					分	分まで	乖	分まで	罪	
中 前					時間	分から	郡	分から	非	
中					分	分まで	郡	分まで	郡	
中					時間	分から	郡	分から	非	
中					分	分まで	郡	分まで	琲	
##27/N·素(0)/Fixio(0) iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii					時間	分から	郡	分から	帮	
中					分	分まで	郡	分まで	毌	
Reconstruction					時間	分から	쁖	分から	罪	
##27/N·素(0)/Fixio(0) iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii					分	分まで	郡	分まで	郡	
中					時間	分から	푶	分から	罪	
##27/N·素(i)/Fision					分	分まで	郡	分まで	毌	
##27(N素の)					時間	分から	쁖	分から	罪	
##27/N·素(i)/Fision in Hill i					分	分まで	郡	分まで	毌	
##27/N素の/Fixioの語					時間	分から	郡	分から	帮	
##27/N素の/Fixeの語 Reconstruction Rec					分	分まで	郡	分まで	郡	
##27(N素が)所認の語					時間	分から	郡	分から	罪	
##27(小素の/Fixeの語 					分	分まで	非	分まで	郡	
##27(小素の/Fixeの語 					時間	分から	푶	分から	罪	
##27 (N 素が) / 素が / 第					分	分まで	郡	分まで	亞	
##27(小素の/Fixxの語 					時間	分から	郡	分から	罪	
##					分	分まで	非	分まで	郡	
#37 (N素の) Fixion in Washing in Name (Name of Name of Na					時間	分から	퐈	分から	郡	
# 分から 時間 # 18 分から 時間 # 18 分から # 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18					分	分まで	非	分まで	罪	
ポラル素の承認の請求を取り消した時間 時間数 請求者印 () 印 午 前 午 後					時間	分から	퐈	分から	郡	
部分 休美の 承認の 請求者 印 () 印 求を取り消した時間 時間数 請求者印 () 印						後	午		í‡	
	所属長) 田	$\widehat{}$	請求者印	時間数) 請 問) 承認の 当したほ	部分体業の 求を取り消) a mia	立

同項第二号中「第三十一号」

を

大

村

虔

樣式第1号(第3条関係)

氜 司 宋 牃 承 嵺 뺆 米 1

	_	_					—					1								1									_
栄	3	決裁年月	受理年月	<u> </u>							()	箍	宗部		뺢		뺉				뺊							пп	
換		出	押和	(県教委記入欄							Ĥ		lk	∦ _{~™}	⅓		₩				米		寸間の					点点	
				搬	(4)		۱.	_ ^	_ @	®_			l G	45			9				に系		ë					猵	
盡	1		Ш	Ü) "如历	水並んごび	.H.	1 計 1 1 1 1 1 1 1	(I	目に公子係	がして		(_ J	期		区				βN		とまじ					数言	
				麯	Ш	流流	ill :		備る	音のる	の風	υŊŧ	い問	児も	噩		唦				₩		ŝ					簇	
				$\overline{}$	9	る当		第での見	考予	が出げる	が記れる					- 1				ш	鶖	Ж	严					宮城県教育委員会	
					0,	上亥以承	() 編:	ら言名が初	調の出	3公者が光行する山土庙を珪証明書後とのに9子の出生前に請求する場合は、「請求期間」3子の出生前に請求する場合は、「請求期間」3	いない。						(再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入			生年	#15	T	育児休業の承認を請求し						
		ь	ь		ΓĪ	950	沙 :	第 M	표	9 الرام الالالا	に誤け		нъ	н>	нъ		対	頂	檀	月	→ +	-42	無					费	
		田	年		7	で記り	ا <u>بس:</u> راا	見し	D, ⊞(∃	3高記工業人	: 짧,		併	併	年		り首	PR C	育児休業	Ш	柩	ク位	万承			淵	<u>E</u>		
	+				Ė	ان	ØИ:	E K	請か	1 1 1 1	請が						归	値	辦				製			請求者	Ħ		
			Ш		h)	9°	4	規業以表	5 5 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	国るび国	変きに行		Ш	Ш	H			再度の育児休業					선수 발			耳杵	派		
	ľ				はレ印を記入す	Ŭ.K.	養	하다	係日	当合明	係する						M	业					米	压	顕	疋	<u></u>		
					9) of	現名に入	140	<u>۳</u>	が間で	罪な罪	ままる		Ш	Ш	Ш		世			併			₩	凼	加	阃	(所属長経由印)		
	1		Ш		(1	なば	· · · ·	り最高	, 区	M M M	の温		から	から	から		神			тп				14	ш	200			
					ŷ	児油	اسار	路を	外職の調	公野窓	氏原		51	U	51		り言						0						
						木亥業承	9	し徐ん		が 語いています は こうしょう は こうしょう は こうしょう は こうしょう は こうしょう は いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっ)					i	記												
						の認	Ξ	ななら	点当	∁⋒⋛	調は、						米	-		月									TILLE
							7	- 0		の欄上	经清洁						期	再度の育児休業期間の延長	育児休業期間の延長										請求年月日
						客求	٠	た瞬間にはその	満問に問題	いば後	, m		併	併	併		間(9	K										往
						対に	は、養子縁組の気	見の	な内	別は出産予選は出産予	との続柄及び生年月日、日子健康手帳の出生が						巡	叠	業	ш									用
	+					する	《線》	を開発	1 ' -	を多り 産予定E 連もか	透透		Ш	Ш	Д	i	東	米	膃	日生				田田					ш
第 代 伦	罪					黒い	高 I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	™ へ 。	を養基		及野出						Š	業	Ø 3							<u></u>			
ПИ		连	N						氨基 育業	る込む	経験		Ш	Ш	Ш		腰	調問	景					(羅)		所属			
		光影	ļ.			رآا)	.E.	が来	字法	1 Will	出記		011		011		· 事	ã						細心		Ш			併
						合うにあることを	「グ 「社:	当を	移配り	※59。6~7(5 7定日以後の期間と もかに行ひこと。	出		세	개	را ال		計	河東						П[Г		 - -			
						いたに	Ċ	篇 e	を 心性 に に に に に に に に に に に に に	 ᆵ .	M 토		. %	. 21	. 81	i	""	Vim								"			Ш
		_	J			U U U U	77.	火流	i (当 22年	,,,	開開がも開発が						×												
		个 火 火	N			44) 	こち係込	被证书	q , ∵	먑뛢																		Ш
		쀓	ļ			010	(T)	ばら	該請求 法律第	り」、 り 引 る火	3を証明する書 届出済証明書 ,																		
田						LIЩ	- THE	11 TN	大百	745	, mlttp						! !									_			
		_	_																										

様式第1号の2(第3条の2 第9条関係)

氜 引 宋 牃 鄉 빡 圓

1

齑	再度		ᇓ	4	叫	ш	鉄線の実践の表現の表現では、現場は、現場は、対しません。				卧	
	再度の請求予定期間	⅓	求 指	9	⅓ ⊓	⅓	職員の育児休達 休業(育児短時間 おり提出します。 なお,記載事1				宮城県教育委員会	
	^枚 予定	期	9 빡	Ж	※	9	児休賞 短時間 ます。 載事1				養養	
υ¥	期間		画	加	4	旦	護等に 調勤務 関に変:					
							職員の育児休業等に関する条例第3条第 業(育児短時間勤務)の承認を請求する り提出します。 なお,記載事項に変更が生じた場合は,		冒	(用 (用	澱	
	併	件				育児休業	系例第3認を請求 認を請求 でた場合	思	四次間 四次間 四次 開 開	崧		
	月	Я				業	3条第 / kするi	OU OU	馬名			
	Ш	Ш					4号(予定で					
	から	から		#			第 4 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1					
				年月		育児	第4号 (第11条第5号) る予定ですので,育児(,遅滞なく届け出ます。					提出年
	年	年		Ш		育児短時間勤務	(第11条第5号)の規定に基ですので,育児休業等の計画なく届け出ます。					提出年月日
	тп	тп				引 重力系统	の規(等)					
	月	月					おいました。	(職員番号	当遇 上	i 		併
	Ш	Ш		併			- TO W	4	- - 7			
	# ₹	# ₽		Э			、再2い					Ш
	-	-		日生			職員の育児休業等に関する条例第3条第4号(第11条第5号)の規定に基づき,再度の育児休業(育児短時間勤務)の承認を請求する予定ですので,育児休業等の計画について下記のとおり提出します。 なお,記載事項に変更が生じた場合は,遅滞なく届け出ます。	\cup		,		Ш
				-								

- (注)1)1 育児休業等計画書は,育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と併せて(変更の届出の場合は,記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。
 2 請求者の請求期間は,育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
 3 子の出生前に提出する場合は,「請求に係る子」欄の記入は,出生後,速やかに行うこと。
 4 変更の届出の場合は,変更する箇所のみ記入すること。
 5 該当する にはレ印を記入すること。

なった 様式第四号及び様式第五号を次のように改める。 樣式第三号中「 育児休業等に係る子が死亡した 育児休業等に係る子を配偶者が養育できることと 育児休業等に係る子が死亡した 」に改める。

樣式第4号(第8条関係)

個
등
ാ
乖
噩
勤
務
承
嵺
뺢

⅓ 1111

決裁欄	決裁年月日	受理年月日	(県教委記入欄	(注)	備考	既 に 育 児短時間勤務をした期間	勤務の日及が問帯	勤務の形態	火期	請求の内容		請求に係る子	下記のとおり				宮城県教育委員会	
長名 印	年 月 日			この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には,請求に係る子の氏名,請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産証明書,母子健康手帳の出生届出済証明書,官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しても可)。		年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで	用(~) %(~) %(~) %(~)	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項 第1号 第2号 第3号 の勤務の形態)	年月	育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務期間の延長 再度の育児短時間勤務の承認(再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)	年月	禁	短時	氏 名 印(職員番号)	票	請求者 所 属 (所属コード)	員会 殿	請求年月日年月日

様式第5号(表面)(第13条関係) 먉

Ц
₹
胀
洪
罗
믧
×

栄		決表	受理年,			(注	垂		×	į t			ğ	間係	;						TIAL	
隸		決裁年月	11年月	ω	(2)	*) ()			Ç		⅓		(N ×	;	下記のとおり部分休業の承認を請求します。					宮城県教育委員会	
				ᅵ 끰	ית ני	引潜	₩,		4		語			₩ <u>۲</u> 1		7					製教育	
				次当する	有分子	温の調は	UIK .		_	ш с				続	Æ	S い 品					擬	
) N3	光光1、米米1	大曹 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日		併	併	併	弁		生年月	机	A	B5310					沙	
		併	併	<u></u>	がある。	計には							Ш	菡	加	k業a					瓔	
		Ш	тп	にはレ印を記入す	は が E	はは、一般では、一般では、一般では、一般である。		Д	且	Д	月	期				海海			請求者	(所属長経由印)		
		田	Ш	출	· 連 記 記 記	が発行		田 ਆ	∃t	Ш	Ħź					各			松	東東派		
		ш	ш	₹ 	で理点	派を開るる。		را س	日から	は第二	5		年			機に	凩	舞	肥	3年至		
		Ш		() 9)	이 문 의 문	2十6							7111			#	加	1/0	M			
		ш	Ш	ů	が表して	の氏名() () () () () () () () () () () () () (7	毎日	4	毎日	===				, 4						
					斯 斯 S			その他	ш	その他	ш	二	Ш									
					び - 計 9	が開いた。																뺊
					Z U	する。)		\cup			_									請求年月日
					で言る	が かい		午後	午前	午後	午前		日生									Ш
風 民	ĮĮ.				がたった。	柄及i		M	픠	MK	ぎ						(E)	l				
110		手碗	Ņ		の公司	が表に		乖	郡	ѫ	郡	乖					(職員番号		(所属			
		ġ	<u> </u>		. ∪ <u>a+</u> (日刊 日刊 日刊		分	分	分	分						細巾		∐ I			併
					9 J	出る日本		ì	ì	ì	ì								7,			Ш
)	H		し属でを	開催に開催し		郡	非	郡	郡	噩										
		小人形態			の者が発行する田生国文理証明書はこのにすれが)を添いすること(与してもりよ部分体業の承認が,職員からの請求に基づき取り消された場合は,その旨を裏面に、キューで、	この請求書には,請求に係る子の氏名,請求者との続柄及び生年月日を証明する書(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書,母子健康手帳の出生届出済証明書,(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書,母子健康子帳の出生届出済証明書,																Ш
田					را ۶	/ "" 		分	公	分	公								$\overline{}$			

樣式第5号(裏面)(第13条関係)

			分	分まで	郡	分まで	郡	
			時間	分から	畢	分から	郡	
			分	分まで	郡	分まで	郡	
			時間	分から	帮	分から	帮	
			分	分まで	郡	分まで	郡	
			時間	分から	郡	分から	郡	
			分	分まで	郡	分まで	郡	
			時間	分から	郡	分から	쁖	
			分	分まで	郡	分まで	푦	
			時間	分から	帮	分から	帮	
			分	分まで	郡	分まで	郡	
			時間	分から	帮	分から	帮	
			分	分まで	郡	分まで	郡	
			時間	分から	帮	分から	郡	
			分	分まで	郡	分まで	푦	
			時間	分から	帮	分から	郡	
			分	分まで	郡	分まで	帮	
			時間	分から	帮	分から	郡	
			分	分まで	郡	分まで	郡	
			時間	分から	帮	分から	帮	
			分	分まで	郡	分まで	郡	
			時間	分から	帮	分から	郡	
			分	分まで	郡	分まで	郡	
			時間	分から	帮	分から	郡	
			分	分まで	郡	分まで	帮	
			時間	分から	郡	分から	郡	
			分	分まで	郡	分まで	郡	
			時間	分から	軠	分から	帮	
			分	分まで	帮	分まで	帮	
			時間	分から	郡	分から	郡	
			分	分まで	郡	分まで	郡	
			時間	分から	郡	分から	郡	
			分	分まで	帮	分まで	郡	
			時間	分から	畢	分から	郡	
			分	分まで	畢	分まで	琲	
			時間	分から	畢	分から	琲	
Œ.	こると	7 1 1 2 1	XX FEI TH	釡	中	害	4	I
角州	中田加工	×	D					

この規則は、

平成二十二年六月三十日から施行する

附

則

○宮城県教育委員会訓令甲第十只

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月二十九日

宮城県教育委員会

教育長 小 林 伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

三十一号」に改め、同項十五号を同項十六号とし、同項十号から同項十四号までを一号ずつ繰り下げ: 号」に、「第二十七号」を「第二十八号」に、「第二十九号」を「第三十号」に、「第三十号」を「第 事務決裁規程(昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。 別表第一第一号の表一の項三号中「12」を「16」に改め、同項八号中「第二十五号」を「第二十六

10 が別に定めるものに限る。) の承認 県人事委員会規則第九 - 一号。以下「職専免規則」という。) 第一条第七号 (教育長 本庁に勤務する職員の職務に専念する義務の特例に関する規則 (昭和四十六年宮城

県

公

報

同項九号の次に次の一号を加える。

課長以外の所属職員

城

宮

規則」という。)」を「職専免規則」に改める。 三十二号」を「第三十三号」に改め、同項三号中「第六項」を「第七項」に改め、同項五号中「職務 に専念する義務の特例に関する規則 (昭和四十六年宮城県人事委員会規則第九 - 一号。以下「職専免 別表第一第四号の表二の項二号中「第二十六号、第三十号」を「第二十七号、第三十一号」に、「第

びに」を加え、同項十六号中「4」を「15」に改める。 八号」に、「第二十九号」を「第三十号」に、「第三十号」を「第三十一号」に、「第二十六号」を「第 二十七号」に、「第三十二号」を「第三十三号」に改め、同項八号中「第六項」を「第七項」に改め、 及び第三号」を削り、同項十号中「及び」の下に「第七号 (教育長が別に定めるものに限る。) 並 別表第二第一号の表一の項七号中「第二十五号」を「第二十六号」に、「第二十七号」を「第二十

則

この訓令は、 平成二十二年六月三十日から施行する。

事 委 員 会

(13)

人事委員会規則八 - 五 (職員の勤務時間、 休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公

布する。

平成二十二年六月二十九日

宮城県人事委員会 委員長

石

附

成

=

〇人事委員会規則八 - 五 - 二十六

人事委員会規則八 - 五 (職員の勤務時間、休暇等に関する規則) の一部を改正する規則

事委員会規則八 - 五 (職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を次のように改正する。 人事委員会は、職員の勤務時間、 休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号)に基づき、

人

第四条第一項第一号を次のように改める

十号までにおいて同じ。) のある職員がその子を養育する場合 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。第二十二条第一項第十八号から第二

第八条の二を削る

職員の早出遅出勤務の請求手続等)」を付し、第八条の四を第八条の三とし、同条の次に次の一条を 第八条の三の前の見出しを削り、同条を第八条の二とし、同条の前に見出しとして「(育児を行う

第八条の四 り育成されるものに限る。)を出迎えるため赴く職員とする 第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子(当該放課後児童健全育成事業によ 条例第十条の二第一項第二号の人事委員会規則で定めるものは、児童福祉法第六条の一

課 教育次長 長

に、「要介護者を」を「条例第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を」に、「前 条第一項第一号」を「第八条の三第一項第一号」に改める。 第八条の五中「前二条(前条第一項第三号」を「第八条の二及び第八条の三(同条第一項第三号」

一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を」に改める。 第十二条中「第十条の三第三項」を「第十条の三第四項」に、「要介護者を」を「条例第十七条第

間とが重複しないようにしなければならない」に改め、同条第二項及び第三項中「条例第十条の三第 この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期 十条の三第二項」の下に「又は第三項」を加える。 |項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「同条第二項又は第三項」に改め、同条第五項中「第 第十四条第一項中「第十条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、「ならない」を「ならない。

第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第二項中「第十条の三第二項」の下に「又は第三項」を加 第十五条第一項各号列記以外の部分中「第十条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項中 附

則

よる請求にあっては三歳に、同条第三項の規定による請求にあっては」を加える 同項」を「これら」に改め、同項第二号中「子が」の下に「、条例第十条の三第二項の規定に

項」を加える。 同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「な と、「第十四条第一項中「ならない。この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と 「次の」を「、次の」に改め、「第二号」」の下に「と、「これら」とあるのは「条例第十条の三第三 らない」と、同条第二項及び第三項中「同条第二項又は第三項」とあるのは「同項」と」を加え、「、 五項並びに前条第一項及び第二項中「第十条の三第二項又は第三項」とあるのは「第十条の三第三項」 第十六条中「及び第四号」を削り、「において」の下に「、第十四条第一項から第三項まで及び第

を加え、同項中第三十二号を第三十三号とし、第二十一号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、 中「五日」の下に「(その小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日)」 づく」を削り、同項第十九号中「(配偶者の子を含む。次号において同じ。)」を削り、同項第二十号 第二十号の次に次の一号を加える。 の始期に達するまでの子が、健康診断」に改め、「予防接種法 (昭和二十三年法律第六十八号)に基 第二十二条第一項第十八号中「保護する乳幼児が、母子保健法に基づく健康診査」を「小学校就学

報

二十一 職員が次に掲げる要介護者の介護等をする場合 にあっては、十日) 以内で必要と認められる期間 一暦年五日 (要介護者が二人以上の場合

1 要介護者の介護

П 行その他の要介護者の必要な世話 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代

第二十二条第二項中「、第十九号及び第二十号」を「及び第十九号から第二十一号まで」に改める。

この規則は、 平成二十二年六月三十日から施行する。

に公布する。 八事委員会規則八 - 六 (学校職員の勤務時間、 休暇等に関する規則)の一部を改正する規則をここ

平成二十二年六月二十九日

宮城県人事委員会

員長

石

附

成

〇人事委員会規則八 - 六 - 二十六

人事委員会規則八 - 六 (学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則) の一部を改正する規則

人事委員会規則八 - 六 (学校職員の勤務時間、 人事委員会は、学校職員の勤務時間、 休暇等に関する条例 (平成七年宮城県条例第八号) に基づき、 休暇等に関する規則)の一部を次のように改正する。

号までにおいて同じ。) のある学校職員がその子を養育する場合 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。第二十条第一項第十八号から第二十 第四条第一項第一号を次のように改める

第六条の二を削る

学校職員の早出遅出勤務の請求手続等)」を付し、第六条の四を第六条の三とし、同条の次に次の一 条を加える 第六条の三の前の見出しを削り、同条を第六条の二とし、同条の前に見出しとして「(育児を行う

第六条の四条例第八条の二第一項第二号の人事委員会規則で定めるものは、児童福祉法第六条の一 り育成されるものに限る。)を出迎えるため赴く学校職員とする。 第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子 (当該放課後児童健全育成事業によ

に、「要介護者を」を「条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を」に、「前 条第一項第一号」を「第六条の三第一項第一号」に改める 第六条の五中「前二条 (前条第一項第三号」を「第六条の二及び第六条の三 (同条第一項第三号」

項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を」に改める。 第十条中「第八条の三第三項」を「第八条の三第四項」に、「要介護者を」を「条例第十五条第一

二項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「同条第二項又は第三項」に改め、同条第五項中「第 間とが重複しないようにしなければならない」に改め、同条第二項及び第三項中「条例第八条の三第 この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期 八条の三第二項」の下に「又は第三項」を加える。 第十二条第一項中「第八条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、「ならない」を「ならない。

え、「同項」を「これら」に改め、同項第二号中「子が」の下に「、条例第八条の三第二項の規定に 第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第二項中「第八条の三第二項」の下に「又は第三項」を加 よる請求にあっては三歳に、同条第三項の規定による請求にあっては」を加える 第十三条第一項各号列記以外の部分中「第八条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項中

らない」と、 同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「な と、「第十二条第一項中「ならない。この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と 五項並びに前条第一項及び第二項中「第八条の三第二項又は第三項」とあるのは「第八条の三第三項 第十四条中「及び第四号」を削り、「において」の下に「、第十二条第一項から第三項まで及び第 同条第二項及び第三項中「同条第二項又は第三項」とあるのは「同項」と」を、「第二

宮

県

行その他の要介護者の必要な世話

く」を削り、同項第十九号中「(配偶者の子を含む。次号において同じ。)」を削り、同項第二十号中 始期に達するまでの子が、健康診断」に改め、「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)に基づ 「五日」の下に「(その小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日)」を 第二十条第一項第十八号中「保護する乳幼児が、母子保健法に基づく健康診査」を「小学校就学の

二十号の次に次の一号を加える 二十一 学校職員が次に掲げる要介護者の介護等をする場合 一暦年五日 (要介護者が二人以上の

加え、同項中第三十二号を第三十三号とし、第二十一号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第

場合にあっては、十日)以内で必要と認められる期間

要介護者の介護

要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代

第二十条第二項中「、第十九号及び第二十号」を「及び第十九号から第二十一号まで」に改める。

この規則は、 平成二十二年六月三十日から施行する。

人事委員会規則八 - 七(職員の育児休業等に関する規則) の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十二年六月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 =

〇人事委員会規則八 - 七 - 十

人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例(平成四年宮城県条例第十二号)に基づき、 人事委員会規則八 - 七 (職員の育児休業等に関する規則) の一部を改正する規則 人事委

員会規則八 - 七 (職員の育児休業等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条の前の見出しを削り、同条第一号ト中②を③とし、①の次に次のように加える。

が定める期間 人事委員会が定める公共的機関の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会

則

務した期間に相当する期間)」を付し、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする

第三条を第二条とし、同条の前に見出しとして「(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤

の下に「と、「これら」とあるのは「条例第八条の三第三項」」を加える

この規則は、

平成二十二年六月三十日から施行する

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月二十九日

宮城県人事委員会

委員長

石

附

成

=

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局処務規程(昭和五十年宮城県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正す

ಶ್ಠ

協議会関係」に改める 第十五条第二種の項第二号中「十四都道府県人事委員会協議会関係」を「十五都道府県人事委員会

十六号」に、「第二十七号から第二十九号」を「第二十八号から第三十号」に改める。 別表第一各課長の項第一号ト及び各課長補佐(総括担当)の項第一号八中「第二十五号」を「第二

この訓令は、平成二十二年六月三十日から施行する。

○人事委員会告示第六号

成十四年人事委員会告示第四号 (人事委員会の権限 (職員の育児休業等に関する規則) の一部委任) 人事委員会は、人事委員会規則二 - 二 (他の機関及び事務局長に対する権限の委任) に基づき、

の一部を次のように改正した。

平成二十二年六月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成

| 二の□中「第三条第二号及び第四条第二号」を「第二条第二号及び第三条第二号」に改め、 を同闫とし、同⊖中「人事委員会規則ハ‐七(以下「規則ハ‐七」という。) 第三条第一号ト②」を

「規則八 - 七第二条第一号ト⑶」に改め、同⊖を同□とし、同⊖として次のように加える。 が定める公共的機関及び人事委員会が定める期間について定めること。 人事委員会規則ハ - 七 (以下「規則ハ - 七」という。)第二条第一号ト②に規定する人事委員会

二 この告示の効力の発生する日

平成二十二年六月三十日

監 查 委 員

(16) を「第二十四号」に、「第二十五号から第二十七号」を「第二十六号から第三十号」に改める。 別表第一号イ中「第二十二条第二項第十一号」を「第二十二条第一項第十一号」に、「第二十三号」 と」を加える。 第七条第一項中「第十項、第四条並びに第六条」を「第十一項、第四条から第六条まで」に改め、 ○宮城県監査委員訓令第一号 「(秘書課長の専決事項の項を除く。)」を削り、「「局長」と」の下に「、「各次長」とあるのは「次長. この訓令は、平成二十二年六月三十日から施行する。 宮城県監査委員事務局処務規程(昭和五十八年宮城県監査委員訓令第一号)の一部を次のように改 宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十二年六月二十九日 宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令 則 宮城県代表監査委員 遊 佐 勘左衛門